

令和2年3月13日
中部地方整備局

地域の「顔」、そして「誇り」となる 水辺空間を形成するかわまちづくりを今年度

たかもりまち

いずのくにし

長野県下伊那郡高森町（天竜川）・静岡県伊豆の国市（狩野川） でスタートします！

令和2年3月13日、2つの「かわまちづくり計画」が登録され拠点の整備が始まります

・天竜川高森かわまちづくり（長野県下伊那郡高森町）

長野国体力ヌー競技地(2027年開催予定)に内定、

カヌースラロームコースなどを整備！

・伊豆の国市かわまちづくり（静岡県伊豆の国市）

国際大会が開催可能な規模のオフロード自転車コースや広場などを整備！

（2023年度整備完了予定）

伊豆の国市では「都市・地域再生等利用区域」も同時に指定されました。

・オープンカフェなど民間事業者の営業活動が可能となります！（別紙4）

1. 添付資料

計画概要（別紙1、2）、かわまちづくり支援制度（別紙3）

都市・地域再生等利用区域制度の概要（別紙4）

2. 配布先

中部地方整備局記者クラブ、伊那記者クラブ、駒ヶ根市記者クラブ、

飯田市記者クラブ、沼津記者会、三島記者クラブ

<問い合わせ先>国土交通省 中部地方整備局

（かわまちづくり支援制度に関すること）

河川部 河川環境課 課長 武田 真吾、課長補佐 川村 昭彦 052-953-8151

（都市・地域再生等利用区域に関すること）

河川部 水政課 課長 山田 裕代、建設専門官 尾畑 三幸 052-953-8146

（天竜川高森かわまちづくり計画に関すること）

天竜川上流河川事務所 副所長 矢澤 聖一、調査課長 古瀬 友紀 0265-81-6411

（伊豆の国市かわまちづくり計画に関すること）

沼津河川国道事務所 副所長 加納 啓司、調査課長 土屋 郁夫 055-934-2001



【ロゴのコンセプト】

川が流れる彩り豊かなまちや生活をモチーフに表現するとともに、実をつける木をイメージしました。
未来へつなげる「かわまちづくり」のシンボルマークです。

※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施 することにより、実施内容を変更する場合があります。

「伊豆の国市かわまちづくり」(静岡県伊豆の国市)

対象河川：一級河川 狩野川水系狩野川 【国管理河川】

市町村名：静岡県伊豆の国市

推進主体：伊豆の国市

1. 概要

伊豆の国市では、サイクリングの利活用を推進しております。また、整備地近傍に位置する道の駅にはMERIDAの展示場があり、現状の高水敷を整正する程度で大会が出来る環境もあります。現在、道の駅のリニューアルや東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技の開催によって注目度も非常に高まっています。そこで、国際大会が開催可能なオフロード自転車コースを民間事業者によって整備・運営すると共に地域住民が利用出来る広場整備や休憩施設等の周辺整備をするかわまちづくりを実施していきます。

2. ハード施策の内容

国土交通省：河川管理用通路、高水敷整正 等

伊豆の国市：多目的広場(舗装)、張芝、ベンチ、渡り石、サイクルラック、洗い場、案内看板、誘導看板 等

民間：地形を利用したオフロード自転車コース開削

3. ソフト施策の内容

伊豆の国市・民間：サイクルイベントやお祭り、水辺でのイベントなどの集客イベントの開催・運営の仕組みづくり



リニューアルオープンした
道の駅伊豆のへそ(H30.11)



オフロード自転車コース
試走状況



防天端
サイクリング状況



かわかんじょう実施状況

オフロード自転車コース

※今後、工事实施のための詳細な設計等を実施 することにより、実施内容を変更する場合があります。

かわまちづくり支援制度 ～良好なまち空間と水辺空間の形成～

別紙3

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。

【 支援制度による支援 】

＜ソフト対策＞

優良事例等に関する情報提供のほか、河川敷のイベント広場やオープンカフェの設置等、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とする「都市・地域再生等利用区域」の指定等を支援

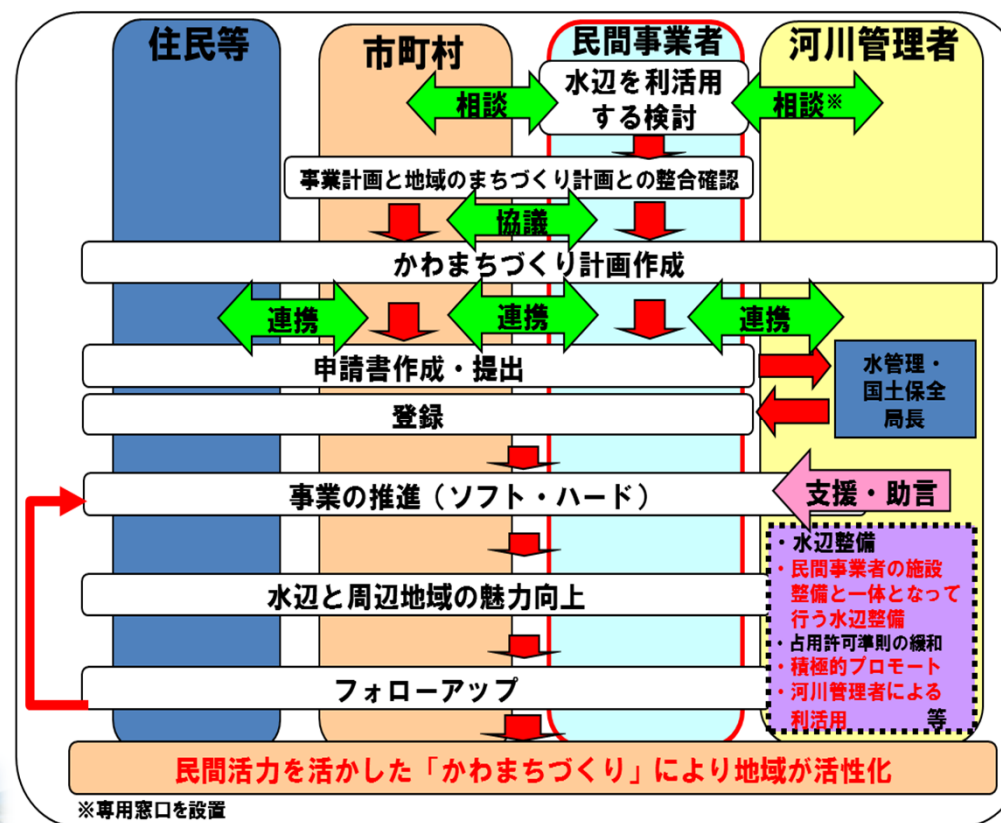
＜ハード支援＞

治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援

【 活用例 】



【 申請に関する手順フロー 】



【登録の条件】※229地区登録（令和2年3月時点）

- ①地域の創意としての「知恵」を活かした計画を対象
- ②利活用方策が地域において明確となっているものを対象
- ③施設の維持管理に地域の協力が得られるものを対象

都市・地域再生等利用区域の制度概要

1. 制度の概要

河川敷地の占用は、原則として公的主体（地方公共団体等）に許可され、営業活動は行えませんが、平成23年の河川占用許可準則の改正により、多様な主体による水辺空間の積極的な活用に資するため、地元市町村等の地域の合意が得られた場合には、公的主体とともに民間事業者等についても河川敷地の占用許可を受け、オープンカフェやバーベキュー場などの営業活動を行うことが可能となりました。

●利用可能な施設

広場、イベント施設、船着場等（これらと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、 広告板、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場等）、日よけ、船上食事施設、突出看板、川床等

2. 中部地方整備局における都市・地域再生等利用区域の事例



狩野川「かのがわ風のテラス」



大井川「蓬莱橋周辺地区」



狩野川「伊豆ゲートウェイ函南」



矢作川「白浜・千石公園地区」
(コアエリア)